

事務局提出資料

(看護師の業務範囲に関する法的整理)

看護師の業務範囲に関する法的整理

赤枠：医師の業務

青枠：看護師の業務（黒枠内は主治医の指示を必要とする業務、茶色枠内は主治医の指示を必要としない業務）

医業（医師法第17条）

看護教育水準の向上、医療用器材の進歩、医療現場における実態との乖離等の状況を踏まえて見直し

静脈注射
(昭和26年9月)

診療の補助 = 主治医の指示を必要とする行為
(保助看法第5条、第37条)

- ・診療機械の使用
- ・医薬品の授与
- ・医薬品についての指示
- ・その他医師・歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為

静脈注射
(平成14年9月)

- ・薬剤の投与量の調節
- ・救急医療等における診療の優先順位の決定
(平成19年12月)

療養上の世話
(保助看法第5条)

○医師法（昭和23年法律第201号）

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

「医業」の解釈

「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している（平成17年7月26日付け医政局長通知）

○保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 （略）

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。